

広島県告示第三百九十六号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島県立みよし公園の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

指 定 を 受 け た 者		指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地		
みよし地域協働・コミュニティ形成パートナーズ 代表者 株式会社セイカ スポーツセンター 代表 取締役 大原 禎久	鹿児島県鹿児島市宇宿 二丁目一八番二七号	令和八年三月一九日	令和八年四月一日から 令和一三年三月三十一日